

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月9日(金)  
午前9時56分～午後3時55分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 及川 秀一 副委員長 大友 康信  
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平  
委員 小野 泰弘 委員 相澤 祐司  
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため出席した者 生活経済部長 熊谷 克彦  
建設部長 小久保義博  
農林水産課長 大澤 博  
土木課長 山田 隆  
建設部企画員兼 馬場 浩一  
土木課長補佐  
土木課技術主幹兼 村上 諭  
道路建設係長  
土木課技術主幹兼 伊藤 博紀  
道路維持係長
- 6 事務局職員 主 事 後藤 法子

## 7 付議事件

- (1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
- (2) 陳情第7号 農道愛島53号線の拡幅改良整備に関する陳情
- (3) 陳情第9号 道路の水路整備に伴う道路整備に関する陳情
- (4) 陳情第10号 市道耕谷1号線歩道整備についての陳情
- (5) 陳情第11号 市道本村耕谷線の舗装についての陳情

開 会 午前9時56分

○委員長（及川秀一） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に必要な資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

休 憩 午前9時57分

---

再 開 午後2時53分

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第7号 農道愛島53号線の拡幅改良整備に関する陳情から（5）陳情第11号 市道本村耕谷線の舗装についての陳情までを一括して議題といたします。

これより陳情4カ件に係る執行部からの聞き取り調査を行います。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに執行部より陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいります。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後2時54分

---

\*休憩中の発言の要旨

○陳情第7号 農道愛島53号線の拡幅改良整備に関する陳情

(農林水産課)

- ・当該農道は延長420メートル、幅員約2.5メートル、沿線に7軒の民家があり、生活道路としても利用されている。
- ・平成27年に農道に隣接する寺院墓地の拡張工事に伴い、境界確認による境界くいが設置された。拡張工事では擁壁の設置が予定されているが、通行に支障を来さないように設置することを確認している。
- ・現在、農道高館23号線の拡幅改良整備に取り組んでおり、平成33年度完了見込みである。その後は平成7年の陳情箇所を整備する予定である。
- ・農道整備は市の単独事業であり、地元からの用地の寄附を前提にしている。当該農道については寄附の同意を得ているが、既に用地の寄附を受けた他の未着工路線への対応もあることから、整備計画を立てて早急に整備したい。

問 地権者からの同意を得ているため、整備優先順位を繰り上げられないか。

答 整備順位の繰り上げは考えられるため、整備計画を立てて検討したい。生活道路として使われているため、一日も早く整備できるよう努めていきたい。

問 寺院の拡張工事による擁壁の設置時期を把握しているか。

答 施工業者と打ち合わせをしているが、工事時期は未確認である。

問 擁壁の設置前と後で、農道整備の難易度や必要経費に違いがあるのか比較したか。

答 整備費用の積算は行っていない。

問 農道に敷いてある砂利で自動車等が破損した場合に補償はあるのか。

答 道路保険に加入しており、保険が適用される場合であれば保険で対応するが、適用外の場合は補償されない。

問 設置された境界くいから判断すると元々の農道は現在よりも西側であったが、年月を経て現在の位置になったのか。

答 本来の境界位置は現在の農道のり尻あたりであるため、路線に隣接している農地(畑)まで広げないと必要な幅員を確保できない。

問 拡幅改良整備よりも農道をもとの位置に戻すことが先ではないか。

答 農道の位置が寺院側にずれてきたのではなく、本来はより狭い農道であったが、車が通行することによって幅員が西側に広がったと考える。

問 現在の計画では、整備が始められるのは早くても10年先になる。本来の農道の位置に戻してから拡幅改良整備を行うことは難しいのか。

答 農道の中央付近に境界くいがあるが、寺院とは当該農道を通行できることの確認をしている。拡幅改良整備が始まるまで現状のまま通行せざるを得ないと考える。

問 農道であるが、生活道路という認識か。

答 農道という位置づけであるが、生活道路としても使われていると捉えている。

問 農道として整備するべきか、市道認定した上で整備するべきか、どちらがよいか検討は行ったのか。

答 農道の拡幅改良整備を求める陳情であるため、農林水産課所管であり、市道認定について土木課と協議は行っていない。

問 今後、整備が予定されている農道も生活道路として使用されていると考えるが、そのような箇所はどのくらいあるのか。

答 要望がある未着手路線は30路線である。内訳は拡幅改良整備11路線、舗装整備16路線、水路整備などのその他3路線である。ほ場整備事業に係る農道もあるため、内容の確認が必要である。

問 擁壁の設置位置は境界くいからどの程度後退するのか。寺院の拡張工事が始まっても農道は通行できるのかなど、しっかり確認し約束を取り交わすべき。

答 農道の中央から寺院側に3.5メートル後退してほしいと要望している。

問 のり面が崩れているような危険箇所に視線誘導標を設置するなど、安全に通行できるような対策は可能か。

答 対応可能である。

○陳情第9号 道路の水路整備に伴う道路整備に関する陳情

(土木課)

・当該道路の東側の一部に土側溝が設置されているが、土側溝側の道路のり面

が一部崩れており、自動車がやっと通れる状況である。

- ・整備については市の単独事業となるため、実施計画を策定し、平成29年度から水路及び舗装の整備を行えるよう進めていきたい。

問 設計はこれからか。

答 今後である。

問 実施計画で認められてからの設計となるのか。

答 市の単独事業のため、実施計画を策定しないと予算措置が難しい。

問 実施計画を3カ年計画とする理由は。

答 実施計画の策定が3年ごとであるため。

問 陳情箇所は2ヶ所あるが、どちらを先に整備するのか。

答 避難路であるため、南側の15メートルを先に整備したい。

問 北側の道路が避難路として使えないと、一時避難場所である上余田公会堂まで遠回りになる住民もいる。北側優先ではないのか。

答 地元住民と相談して、要望に沿えるよう配慮したい。

○陳情第10号 市道耕谷1号線歩道整備についての陳情

(土木課)

- ・下増田小学校に通う児童の通学路であるため、児童の安全確保の観点から早急な整備が必要と認識している。
- ・社会資本整備総合交付金事業が採択されれば、平成29年度から4カ年計画で当該市道西側に歩道を整備していきたい。

○陳情第11号 市道本村耕谷線の舗装についての陳情

(土木課)

- ・未舗装であるため、碎石を敷きならしているが転圧は行っていない。
- ・舗装整備は市の単独事業となることから財源確保が難しく、今後の整備については、名取中央スマートインターチェンジ開設後の交通量を鑑みて検討していきたい。

問 名取中央スマートインター設置後の交通量とはどこの交通量を指すのか。

答 市道本村耕谷線の交通量である。

問 市道本村耕谷線は自動車が交互通行できない現状である。児童の通学路としてや地元住民が公共施設に行くために整備してほしいのとの要望であり、

陳情の趣旨からずれているのではないか。

答 名取中央スマートインター設置完了後、現在より交通量はふえると考えられるため今後検討したい。市道耕谷1号線との同時整備は難しい。

問 砕石の大きさは決まっているのか。

答 40ミリメートル程度の砕石を敷いている。

問 40ミリメートルより小さい砕石を敷けないのか。

答 細かい砕石を敷くと粉が発生し、周りの田等に影響が出ると考えられる。

問 砕石を敷いた後、転圧していないのか。

答 グレーダーで平らにしているが、機材がないため転圧はしていない。

問 転圧する場合の費用は。

答 機材の輸送運搬費、運転手等の費用が必要なため、工事請負契約として転圧を行うことはあるが、担当課で直接対応している現在では敷き流しが限界である。

---

再 開 午後3時41分

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

以上で、陳情4カ件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますようお願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変御苦労さまでした。

暫時、休憩いたします。

休 憩 午後3時41分

---

再 開 午後3時42分

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

これより、陳情4カ件について委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

休 憩 午後3時42分

---

○陳情第7号 農道愛島53号線の拡幅改良整備に関する陳情

\*委員からの意見

- ・いつ整備できるのか分からない状況であるため、測量も含めて今後の整備計画を策定すべき。

- ・擁壁の設置位置や工事時期、設置後も農道の幅員を確保し通行することが可能なのか等について早急に確認し、整備計画を示すべき。
- ・生活道路としても使用されていることから、早急に整備が必要であるが、現在の予算措置では整備着手までに相当の時間を要するため、整備に必要な予算確保に努力すべき。
- ・農道を通行するに当たり危険箇所への対策を行うとともに、寄附の意向について再確認すべき。

\*委員会として取りまとめた意見

寄附の意向について再確認し、拡幅改良整備のための予算確保に努力すべき。あわせて墓地の拡張工事に伴う擁壁の設置位置や設置後の幅員の確保等について早急に整理し、住民に整備手法を示すべき。農道整備が始まるまでの間、安全に通行するための対策を講じるべき。

○陳情第9号 道路の水路整備に伴う道路整備に関する陳情

\*委員からの意見

- ・陳情箇所の整備順番や方法は地元住民の意向に配慮して進めるべき。
- ・水路及び舗装の整備をする際に同時施工が可能なのか、難しければ整備の優先順位等を整理すべき。

\*委員会として取りまとめた意見

整備に当たっては、施工する順番や方法について、地元住民の意向に配慮して進めるべき。

○陳情第10号 市道耕谷1号線歩道整備についての陳情

\*各委員からの意見

- ・社会資本整備総合交付金事業の採択に向けて努力が必要である。
- ・整備予算措置に努めるべき。

\*委員会として取りまとめた意見

社会資本整備総合交付金事業の採択に向け努力すべき。

○陳情第11号 市道本村耕谷線の舗装についての陳情

\*委員からの意見

- ・地元住民が公共施設等に通うために、利便性を確保してほしいという陳情の趣旨を受け止めて、整備に向けて進めるべき。

- ・子供たちが下増田児童センターへ通う道路であり、今後通行量がふえることも考えられるため、早急に対応すべき。
- ・砂利敷きでは自転車等で通行する際に転倒の危険がある。安全を確保するためにも整備をすべき。

\*委員会として取りまとめた意見

陳情の趣旨を踏まえ、下増田児童センターや下増田小学校へ通う児童の通学路であることを考慮し、整備を行うべき。

---

再 開 午後 3 時 5 4 分

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第7号及び陳情第9号から陳情第11号までに対する委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は9月20日火曜日午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしく願いいたします。

大変御苦勞さまでした。

散 会 午後 3 時 5 5 分

平成28年9月9日

建設経済常任委員会

委員長 及川 秀一